

愛知教育大学の研究費等に係る不正使用防止計画

目的

本学の研究費等に係る不正使用防止に関する取扱いについて、不正使用を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制を確立するため必要な事項を定め、研究費等を適正に運営及び管理することを目的とする。

組織体制

責任と権限

研究活動不正行為
対応委員会

最高管理責任者

【学長】

大学全体を総括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

総括管理責任者

【総務担当理事】

最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について全体を総括する実質的な責任を負う。

部局

部局管理責任者

【部局長】

部局における研究費等の運営及び管理について責任を負い、権限を有する。

会計関係規程の適用

研究費等の執行及び管理に当たっては、本学の会計関係規程を適用する。

監事監査室

監査



相談窓口

研究費等の使用に係る事務手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

通報窓口

研究費等の不正な経理等の通報窓口は本学の顧問弁護士とし、その取扱いは、愛知教育大学公益通報制度規程による。



受付窓口

【部局長】

告発相談



研究者

相談



相談窓口

【財務課】

本学の会計関係規程

愛知教育大学公益通報制度規程

会計規程

発注・検収

契約事務取扱規則

本学では、物品購入等におけるゲート機能として、納品等の事実確認を行うために、検収センター(会計事務職員(契約担当役の補助者))を設置しており、発注者以外の者が納品事実の確認を行うことによって、牽制体制を確保している。

取引停止

契約事務取扱規則

本学との契約において、不正行為等を行った業者及び他の公共機関等において取引停止の措置を受けた業者について、必要に応じて、期間を定め、取引停止の措置を講ずる。

取引停止等の取扱基準
(2007年11月5日制定)

取引停止の措置要件及び期間等を規定

発注
発注者
(事務職員)

発注

業者



検収センター

検収

検収担当者
(納品事実の確認)

※ 全ての物品購入契約、請負契約(施設課施工分を除く。)及び賃貸借契約について、検収センターで検収します。